

令和8年度福岡県喀痰吸引等研修講師養成課程業務委託仕様書

1 業務の目的

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第15条第2項の規定により県が実施する喀痰吸引等研修講師養成課程を適切に行うことを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度福岡県喀痰吸引等研修講師養成課程業務(以下「業務」という。)

3 業務の内容

第1号研修及び第2号研修の講師を養成するための課程(以下「第1号・第2号講師養成課程」という。)、第3号研修の講師を養成するための課程(以下「第3号講師養成課程」という。)及びこれらの研修等に付随する事務で、次に掲げるもの。

- (1) 第1号・第2号講師養成課程及び第3号講師養成課程の実施
 - ア 第1号・2号講師養成課程の実施
 - イ 第3号講師養成課程の実施
- (2) (1)に係る修了証書の発行
- (3) 講師との連絡及び調整
- (4) 研修会場の選定及び確保
- (5) 受講者の募集、選考及び決定通知
- (6) 県が所有する備品の管理及び運搬
- (7) 令和8年度喀痰吸引等研修に係る問い合わせへの対応
- (8) 受講料及び経費
- (9) 実施計画書の提出
- (10) 業務実績報告書の提出
- (11) その他

4 業務の実施方法等

(1) 第1号・第2号講師養成課程及び第3号講師養成課程の実施

次のア・イのとおりとすること。ただし、災害その他受託者の責めに帰さない事由により、当初の日程で開催できず、かつ、日程の変更による開催が困難な場合はこの限りではない。なお、この場合において、県の指示に従うものとする。

ア 第1号・第2号講師養成課程の実施

カリキュラムの構成や進め方については、講師と意見交換を行った上で決定すること。

また、日程及び会場については、受講者が参加しやすいよう工夫すること。

- (ア) カリキュラム
 - 別表1のとおり
- (イ) 対象者及び定員

実地研修の講師になる見込みの者及び登録研修機関の講師になる見込みの者 100人

(「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号)の「**第5 登録研修機関**1. 登録申請・登録基準(3)喀痰吸引等研修の講師」にある第1号研修及び第2号研修の指導者向け研修の修了者を除く)

(ウ) 研修の回数等

福岡、北九州で実施し、地区毎の人口を勘案のうえ定員を工夫すること。

ただし、災害その他受託者の責めに帰さない事由により、当初の日程で開催できず、かつ、日程の変更による開催が困難な場合はこの限りではない。なお、この場合において、県の指示に従うものとする。

(エ) 演習の実施方法

演習については、事業所等で喀痰吸引等をする際の利用環境を可能な限り再現するよう工夫すること。

イ 第3号講師養成課程の実施

(ア) カリキュラム

説明会(制度概要、第3号研修の流れ、評価方法及び行政手続)及びDVDによる講義並びに実施報告を提出させることとする。

(イ) 対象者・定員

第3号研修において実地研修指導講師となる者及び登録研修機関の講師になる見込みの者 約100人

(「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号)の「**第5 登録研修機関**1. 登録申請・登録基準(3)喀痰吸引等研修の講師」にある第3号研修の指導者向け研修の修了者を除く)

(ウ) 研修の回数・実施時期

福岡で2回開催すること。また、受講者が参加しやすいよう、少なくとも1回は、原則8月に実施すること。

ただし、災害その他受託者の責めに帰さない事由により、当初の日程で開催できず、かつ、日程の変更による開催が困難な場合はこの限りではない。なお、この場合において、県の指示に従うものとする。

(エ) レポート添削の実施

提出された実施報告について内容を取りまとめること。

(2) (1)に係る修了証書の発行

第1号・2号講師養成課程及び第3号講師養成課程の修了者に対し、「令和8年度喀痰吸引等研修講師養成課程修了書」(別紙1-1及び別紙1-2)を発行することとし、発送の方法は簡易書留等(引受と配達完了までの記録が残るもの)によるものとする。

また、「令和8年度福岡県喀痰吸引等研修講師養成課程修了者管理簿」(別紙2)

に必要事項を記載し、備えておくこと。

(3) 講師との連絡・調整

講師養成課程の講師については、県と協議を行った上で選出し、指導資格を確認すること。

また、これらの者と連絡・調整すること。

(4) 研修会場の選定及び確保

地区及び定員数を考慮のうえ、研修会場を選定し、確保すること。

(5) 受講者の募集、選考及び決定通知

ア 受講者の募集は、ホームページによるほか、県と協議して行うこと。

イ 受講者の選定について、具体的な選考は県と協議して行うこと。

ウ 受講希望者のリスト（任意様式）を作成し、備えておくこと。

エ 応募者に対し、選定結果を通知すること。

(6) 県が所有する備品の管理及び運搬

業務の実施に当たっては、別添「福岡県が所有する喀痰吸引等研修講師養成課程のための備品等」に掲げる備品等を、福岡県財務規則第 252 条の規定による貸付けの手続を行った上で使用することができるものとし、保管及び運搬は、受託者が行うこと。

福岡県から貸付けを受けた備品等に破損、汚損等が生じた場合は、原状回復をすること。

その他研修に必要な備品及び消耗品については、受託者が準備すること。

(7) 令和 8 年度喀痰吸引等研修に係る問い合わせへの対応

当該研修に係る受講者からの問い合わせについて、対応すること。

(8) 受講料及び経費

ア 受講料

無料とすること。ただし、テキスト代等教材費、賠償保険料、演習の消耗品費等の実費相当分については、県と協議の上受講者から徴収することができる。

イ 講師に対する報償費及び旅費

研修を実施するために必要な経費については、受託業者が支払うこと。

また、講師養成課程の講師に対して、次に記載する費用を支払うこと。

報償費： 医師 7,700 円/時間 看護師 6,000 円/時間

旅 費： 交通機関利用相当額

(9) 実施計画書の提出

業務を実施するに当たり、「令和 8 年度福岡県喀痰吸引等研修講師養成課程業務実施計画書」（様式第 1 号）を県に提出すること。

(10) 事業実績報告書等の提出

研修等の終了後、「令和8年度福岡県喀痰吸引等研修講師養成課程業務実績報告書」(様式第2号)、「喀痰吸引等研修講師養成課程修了者管理簿」(別紙2)を速やかに県に提出すること。

(11) その他

その他の具体的な実施方法については、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号)及び「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号)に従い実施すること。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 留意事項

事業計画については、事前に県と協議すること。また本事業を実施するにあたり、事故や業務実施上の疑義などが発生した場合は、速やかに県に連絡すること。